

(No. 27) 次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

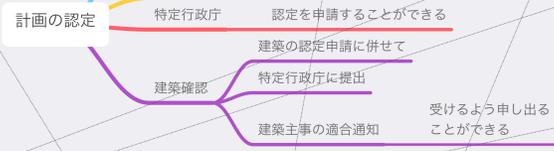
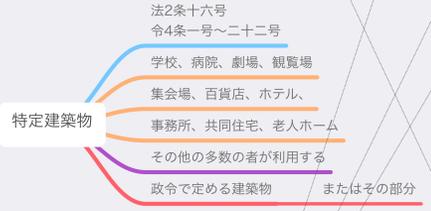
- 1. 床面積の合計が1,500 m²の既存の老人ホームにおいて、床面積の合計が500 m²の増築を行うときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
 - ×
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条、15条1項
 - 同法施行令5条七号
- 2. 建築主等は、共同住宅のエレベーターを修繕しようとするときは、当該エレベーターを建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - バリアフリー法16条2項
 - 同法施行令4条九号
 - 同令6条五号
- 3. 床面積の合計が3,000 m²のホテルを新築するに当たって、客室の総数が150室の場合には、車椅子使用者用客室を2室以上設けなければならない。
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条、15条1項
- 4. 地方公共団体が、条例で建築物移動等円滑化基準に必要な事項を付加した場合、当該条例の規定は、建築基準法に規定する建築基準関係規定とみなす。
 - バリアフリー法14条3項、4項

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

- 1. 認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる部分については、認定特定建築物の延べ面積の1/10を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。
 - バリアフリー法19条
 - 同法施行令24条
- 2. この法律の施行の際現に存する特定建築物に、専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、建築基準法の一部の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造とみなす。
 - バリアフリー法23条1項
- 3. 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。）の建築しようとするときは、当該特定建築物を「建築物移動等円滑化基準」に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - バリアフリー法16条1項
- 4. 「建築物移動等円滑化誘導基準」においては、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段以外の階段を設けることが困難であるときは、回り階段とすることができる。
 - バリアフリー法17条3項一号
 - ×

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

- 1. 床面積の合計が90 m²の公衆便所及び床面積の合計が2,000 m²の公共用歩廊を新築しようとするときは、いずれも建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条
- 2. 床面積の合計が2,000m²の図書館を新築しようとする場合において、当該図書館に設ける階段のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものは、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしなければならない。
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条
 - 同法施行令12条三号
- 3. 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、幅を120 cm以上とし、50 m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けなければならない。
 - バリアフリー法施行令18条2項七号イ及びロ
- 4. 既存の特別特定建築物に、床面積の合計2,000 m²の増築をする場合において、道等から当該増築部分にある利用居室までの経路が1であり、当該経路を構成する出入口、廊下等の一部が既存建築物の部分にある場合には、建築物移動等円滑化基準における移動等円滑化経路の規定は、当該増築に係る部分に限り適用される。
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条
 - 同令18条1項一号
 - 同令22条二号

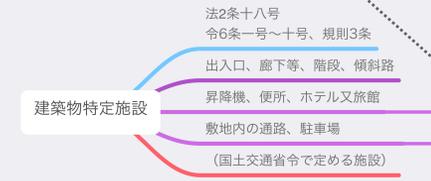


高齢者障害者等…円滑化促進法（バリアフリー法）



次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

- 1. 既存の倉庫の一部の用途を変更し、床面積の合計が2,500 m²の物品販売業を営む店舗に用途の変更しようとするときは、当該用途の変更に係る部分に限り、建築物移動等円滑化基準に適合させられよ。
 - ×
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条
 - 同法施行令22条
- 2. 自動車教習所を新築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - バリアフリー法16条1項
 - 同法施行令4条十七号
- 3. この法律の施行の際現に存する特定建築物に、専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、建築基準法の一部の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造とみなされる。
 - バリアフリー法23条1項
- 4. 建築物移動等円滑化基準への適合が求められる建築物において、案内所を設ける場合には、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の配置を表示した案内板を設けなくてもよい。
 - 同法施行令20条1項、3項



特定建築物の建築主の努力義務



令10条 建築物移動等円滑化基準



次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

- 1. 床面積の合計が2,000m²の会員制スイミングスクール(一般公共の用に供されないもの)を新築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - バリアフリー法16条1項
 - 同法施行令5条十一号
- 2. 床面積の合計が50m²の公衆便所を新築しようとするときは、便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けなければならない。
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条
 - 同令14条1項二号
- 3. 床面積の合計が2,000m²の物品販売業を営む店舗を新築しようとするとき、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条
 - 同令17条1項
- 4. 床面積の合計が2,000m²の旅館を新築しようとするときは、客室の総数にかかわらず、車いす使用者用客室を1以上設けなければならない。
 - ×
 - バリアフリー法14条1項
 - 同法施行令9条
 - 同令15条1項